

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	個別労働紛争の解決の促進を図ること
------------------	-------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標 7	個別労働紛争の解決の促進を図ること
施策目標 7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
個別目標 1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
(主な事務事業) ・個別労働紛争対策の促進	
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働関係紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。 ① 都道府県労働局による情報提供、相談等 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん	
2 根拠法令 ○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)	
主管部局・課室	厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室
関係部局・課室	

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	民事上の個別労働紛争相談件数 (単位:件)(-)	140,822	160,166	176,429	187,387	197,904
2	助言・指導申出受付件数 (単位:件)(-)	4,377	5,287	6,369	5,761	6,652
3	あっせん申請受理件数 (単位:件)(-)	5,352	6,014	6,888	6,924	7,146
4	処理期間毎の割合(助言・指導/あっせん)(単位:%)(-)	90/64	94/66	96/63	93/64	96/58
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～4は大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。 ・指標4は、助言・指導、あっせんのそれぞれの手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合(パーセント)を示すもの。						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1	個別労働紛争の解決の促進を図ること					
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	民事上の個別労働紛争相談件数	140,822	160,166	176,429	187,387	197,904

	(単位：件) (一) ※施策目標に係る指標1と同じ					
2	助言・指導申出受付件数 (単位：件) (一) ※施策目標に係る指標2と同じ	4,377	5,287	6,369	5,761	6,652
3	あっせん申請受理件数 (単位：件) (一) ※施策目標に係る指標3と同じ	5,352	6,014	6,888	6,924	7,146
4	処理期間毎の割合(助言・指導/ あっせん)(単位：%) (一) ※施策目標に係る指標4と同じ	90/64	94/66	96/63	93/64	96/58
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～4は大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。 ・指標4は、助言・指導、あっせんのそれぞれの手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合(パーセント)を示すもの。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	労働審判事件の新受件数 (単位：件)	-	-	-	1,163	1,563
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1は、最高裁判所の公表によるもので、各地方裁判所への申立件数を示す。 ・労働審判制度は平成18年4月より開始されたため、平成15～17年の欄への記載なし。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 個別労働紛争対策の推進						
平成19年度 : 1,384百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(総合労働相談コーナー)						
概要： 平成13年より施行されている労働関係から生じるあらゆる紛争の解決促進を目的とする「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の事業を実施。 ① 都道府県労働局による情報提供、相談等 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行う。このため、総合労働相談窓口(全国約300カ所。以下参照)を設け、総合労働相談員が労働問題に関する相談について対応する。 ・ 都道府県労働局総務部企画室 ・ 主要労働基準監督署庁舎内 ・ 主要都市の駅周辺ビル ② 都道府県労働局長による助言・指導 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争(男女雇用機会均等法第16条に規定する紛争等を除く。)に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。 ③ 紛争調整委員会によるあっせん 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争(男女雇用機会均等法第16条に規定する紛争等を除く。)について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、都道府県労働局に設置した紛争調整委員会(労働問題の専門家である学識経験者により組織)にあっせんを行わせる。						